

事務連絡  
令和2年2月28日

各都道府県  
建築行政主務部 御中

国土交通省住宅局建築指導課

新型コロナウイルス感染症対策における  
定期調査・検査の報告期限の猶予等について（協力依頼）

平素より建築行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただき、感謝申し上げます。  
新型コロナウイルス感染症については、感染の流行を早期に終息させるために  
対策が進められているところです。

新型コロナウイルス感染症の影響により、地域によっては建築基準法第12条  
第1項及び3項の規定に基づく特定建築物、防火設備、建築設備、昇降機等の定期  
調査・検査が滞ってしまい、所定の期限までに報告を行うことが困難となる事態が  
想定されます。

貴職におかれましては、このような状況に鑑み、定期調査・検査報告について、  
一定期間の期限の延期や猶予等適切な対応をしていただきますようお願いいたし  
ます。

なお、貴管内の特定行政庁に対しても、この旨周知いただきますようお願いいた  
します。

(参考)

○首相官邸ホームページ

新型コロナウイルスに関する正確な情報や、手洗い、咳エチケットの正しい方法、各都道府県発表の相談窓口など感染症対策に重要な情報が掲載されております。

「新型コロナウイルス感染症に備えて～一人ひとりができる対策をしておこう～」

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

○厚生労働省ホームページ

2月17日厚生労働大臣記者会見概要「新型コロナウイルスを防ぐには」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596861.pdf>

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ

(新型コロナウイルス感染症への対応について)

[https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)